

いじめ防止基本方針

岐阜市立境川中学校

はじめに

ここに定める「境川中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針である。

（仲間を理解し、一人ひとりを大切にして生活をしたいと願いを持ち、さらに「なりたい自分」達成に向けて生徒会が主体となり令和3年に「境川中宣言『誰もが主役の境川中』」を作成した。また、委員会活動・あいさつ運動・各行事等学校生活全体の中で見つけた仲間の素敵な言動と、その奥にある気持ち等を全校に紹介している。）

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。本人がいじめを受けていたことを否定したとしても、該当生徒や周辺状況等を客観的に確認する必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

（4）基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1 どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める いじめはみんなで必ず止める |
| 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

魅力ある学校づくりに向けて… 教師の心構え

- ・教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とした心温まる指導を心がける。
- ・生活や生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする態度で接する。
- ・生徒に接する際は、常に温かな態度を保持し、公正かつ受容的な態度で接し、生徒との信頼関係構築を目指す。
- ・いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際は毅然とした対応を取ることで誰もが安心できる環境をつくる。
- ・生徒の自発的、自治的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出す指導を心がける。
- ・集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重に精神に基づいて生徒がより人間関係を築くような指導を心がける。
- ・いじめがあった場合、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた生徒の心に寄り添う指導を行う。
- ・詳細は「『いじめ』があったら指導フローシート」に添って対応する。

「いじめ」があったら 指導フローシート

岐阜市立境川中学校
学校運営協議会

＜根本的な考え方＞

「いじめ」は被害者の命を脅かすもの

「いじめ」は加害者の人としての在り方を損なうもの

だから学校は、被害者のためにも加害者のためにも次の事に全力で取り組みます

＜指導フロー＞

赤色記述は指導内容

「青色記述」は職員の指導の構え

1 いじめの行為を何としても即座にストップさせます

加害者、学級、学年、全校への宣言と観察
「発覚後、一度でも続けることを許さない！」

3 当事者の気持ちを深く聴き取ります

被害者がどんな気持ちで苦しんでいたか
加害者がどんな心理で行っていたか
「こんな苦しみをもう二度と味わわせない！」
「いじめをする人のままではいさせない！」

5 被害者をそんな気持ちにさせた自分をどう思うのか 加害者になっていた時の気持ちを振り返り、そんな自分をどう思うか、徹底して深く考えてもらいます

同調していた生徒 他人事と見ていた生徒
いけないと思っても止められなかった生徒
それぞれの立場からも考えてもらいます
『人として恥ずかしい』『みじめ』『こんな情けない自分ではいたくない』という心からの思いを何としても引き出す！

7 被害者のその後の状況はどうか、加害者の反省の心と行動が本物かどうかを、ずっと見守り続けます

「その後どう？」の声かけを続けます
「終わったと決して思わない！」「安心を必ず生み出す！」「胸を張れる人にする！」

2 事実を詳細に調べます

被害者 加害者 周囲の生徒 保護者から聴き取ります 整合性を確認するまで行います
「本当にこれが真実か？」「わかっていないことは本当はないのか？」

4 被害者がどんな気持ちで苦しんでいたかを加害者に徹底して深く考えてもらいます

同調していた生徒 他人事と見ていた生徒
いけないと思っても止められなかった生徒
それぞれの立場からも考えてもらいます
『自分だったらとても耐えられない』『学校に来るのが怖い』『誰も信じられない』『自分は価値のない存在なのか』『いじめをされていると認めたくない』『この世界からいなくなりたい』…職員自身が自分に重ねて苦しみを理解した上で加害者にも！

6 これからどのように被害者に償うのか、どのように安心を取り戻してもらうのか、そしてこれからどんな自分になりたいかを考え、具体的に明らかにしてもらいます

『安心感を持ってもらえるまで、自然な態度で接し続ける』『自分の反省を表す償い行動をする』『自分がされて嫌なことは絶対に誰にもしない』『言いにくいことでも率直に伝え、間違ったやり方をしない』『自分のこととして考える』…自己改革のスタートに立たせる！

「いじめ」をしない！助長しない！見過ごさない！ダメと声を上げる！自分になる

（６）保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

【具体的な保護者の役割】

- ・日頃から、家族が仲良くし、子どもを認め・褒め、励ましながら自己肯定感、自己有用感を育てることを心がける。
- ・日頃から、子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、親子の対話を心がける。
- ・思いやりの心をもつことの大切さ、人としていじめをすることは淋しく醜く、決して許されないこと、よりよく生きることの素晴らしさを日頃から子どもと語る。
- ・子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりして、子どもが乗り越えられるよう助ける。
- ・スマートフォン等に関わる様々な問題について、各種の報道や学校等から提供される資料等を参考にしたり、講演会等に参加したりするなどして理解することに努める。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときは、「大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子に対しても無関心な立場をとらせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校や周りの大人に相談することなどを助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報提供するように心がける。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、人として、保護者として被害者の児童生徒・保護者に謝罪するとともに、帰宅後に改めて我が子に事の重大さを諭すことを心がける。謝罪については、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよいチャンスと捉える。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや変化を捉え、認め・励ますことを心がける。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導共同学習等）

- ・「なりたい自分」になるために明確な目的と具体的な目標を持ち係活動や学習に取り組む。
- ・「わかる、できる」と達成感、充実感を味わうことのできる授業に努める。
- ・学び合いの学習を仕組み、互いの思いを理解させる。

（２）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・集団生活の中で仲間のよさをみつけ認めあい、存在感、所属感を味わえる居場所がある学級経営を推進する。
- ・行事での仲間との団結や一体感の喜びを感じさせる。
- ・生徒会活動での自治活動として「境中宣言」の啓発活動及び、頑張っている仲間の紹介や、「あいさつ活動の日」を設け、自発的に参加する有用感と呼応による温かい仲間関係を味わわせる。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめフロー・「４つの約束」・「いじめとは」）
- ・総合的な学習や地域行事でのボランティアや参加を促す中で、地域を大切にする心を育てる。
- ・生徒の声に耳を傾ける体制づくり（わたしの記録、アンケートのダブルチェック、ここタン等）

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・音楽・美術・保健体育・技術・家庭を通し、豊かな心、健やかな身体を育む授業を行う。
- ・自己の心の弱さに気づき、それを克服しようとする意欲を育てる。
- ・特別活動や学習活動のなかで、相手の立場を尊重できる場を意図的に設定し、望ましい人間関係を築く。
- ・生活の中にある偏見や差別を自分や仲間の問題と捉える話し合いをする。
- ・生命の尊厳への理解（自殺予防、犯罪被害防止教室、がん教育、性に関する教育）を深めるため、外部講師等を招いて指導を行う。
- ・人権感覚を磨く教職員研修を実施する。
- ・生徒会による「境中宣言」の啓発活動や、頑張っている仲間の紹介をする

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通して、学校教育目標「立ち向かい、ひとり立ち」を具現化することに努め、その営みのすべてが、いじめ防止につながることを全教職員で共通認識して取り組む。
- ・生徒会や学級の役割（係・当番）活動を通して、責任を持ち最後まで取り組ませ、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・「共感的な人間関係の育成」「自己決定により、自己の可能性を伸ばすこと」を心がけた指導に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・PC、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いや、SNS の使い方に関する指導を徹底するために、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・インターネットを介してなされる、誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について、警察、専門家等の外部講師等を招いて指導を行う。特に道徳科や技術科における指導を利用し、使用状況を把握したり課題を洗い出したりする。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・SOS の出し方教育を通じて、傍観者にならないために、自分だけでなく仲間の変容にも気づけるような目を持たせる指導をする。
- ・生徒にとって「どの先生でも話してよい」環境を整える。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・チェックシートやここタンの活用、スマート連絡帳等での周知、教育相談アンケートなどの定期的な調査の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応に生かす。
- ・いじめアンケート（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）回収後ダブルチェックを行い、その日のうちに学校組織で原本をもとに判断し対応を検討する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、学年内の教職員で 3～4 人の小グループを編成しグループ内の学級に常に立ち入り、日常的な声かけ、観察等を行う。
- ・いじめを受けていると思われる事案が生じたときは、即時に管理職をはじめとした関係者会議を実施し、被害者側の辛さや不安に寄り添った、適切かつ迅速に情報共有（どのような方針・組織で、誰が、何を）をして、これに対処する。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談を進める。特に、問題が起きていないときから信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。

- ・配慮の必要な生徒、不安や悩みを抱える生徒に組織的に対応できるようにするため、援助チームを構成する。生徒の学級担任、教科担任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、生徒指導主事、いじめ対策監、部活動顧問、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を明確にし、相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・相談室・虹の部屋・保健室等を有効に活用し、情緒的に不安定な生徒の居場所を確保する。

(5) 教職員の研修の充実

- ・各種啓発資料等の活用と自校他校の実践事例や問題発生事例などを参考にし、一人ひとりの教職員がいじめ予防や対応ができるように校内研修を充実する。
- ・過去の、いじめやいじめにつながる事案をもとに、その教訓を学び、その教訓を意識し続けるなど教職員の継続的な研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携 （被害者側の安心感確保、加害者側の成長への支援・指導）

- ・欠席連絡については正確に所在を確認する対応を全教職員で行うことにより、生徒の安全に配慮する。
- ・学級担任は「わたしの記録」の記述に留意し、いじめに繋がるような様子がある児童生徒の保護者へは、家庭訪問や個人懇談を含めた連絡を積極的に行う。
- ・日頃から、児童生徒を大切にしていることを伝え、良さや課題を連絡し合い、協力体制がとれる関係づくりをする。

(7) 関係機関等との連携 （チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・関係諸機関との連携は、いじめに関する問題の有無に関わらず、日常的な情報伝達や連絡を維持するように努める。特に、いじめがあった場合は、教育委員会に直ちに報告、関係機関（警察署、子ども総合センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等）との情報や支援・指導の連携を強化する。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、岐阜市教育研究所のインターネット担当や警察署と連携し、保護者の協力を得ながら、できる限り迅速に解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

岐阜市いじめ防止対策推進条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、道徳人権主任、養護教諭

学校職員以外：主任児童委員、学校運営協議会委員（自治会連合会長、青少年育成市民会議会長、PTA 会長）、

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「境川中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	- 学校運営協議で「いじめ防止基本方針」（以下「方針」）を説明 - 職員研修会の実施 （前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達及び共通理解） - 生徒会主体による「あいさつ活動」「良いところ見つけ」（継続実施）	※毎月3日は「いじめを見逃がさない日」とし、啓発活動を行う
5月	- 校内「いじめ対策関係者会議」の実施 - PTA 執行部会・PTA 総会で「方針」説明 - 学校だより、HP 等による「方針」等の発信 - いじめアンケート（1）実施、教育相談実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け - 生徒会による「境中宣言」の啓発活動（継続実施） - ICT を活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用 - 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含）の実施	
6月	「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施 - 教育相談アンケート（1）実施、教育相談の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
7月	「いじめについて考える日」7月3日 - 職員会（夏季休業日前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	第1回県いじめ調査 夏季休業中の指導
8月	- 岐阜市生徒会サミット - 職員研修会（いじめ防止に関する研修会） - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	夏季休業中の指導
9月	- 学校だよりによる取組の見直し等の公表 - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
10月	- いじめアンケート（2）実施、教育相談の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
11月	「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でいじめ防止対策） - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
12月	- 教職員取組評価（学校評価）アンケート - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施 - 教育相談アンケート（2）実施、教育相談の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	- いじめアンケート（3）実施、教育相談の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
2月	- 生徒会いじめ防止活動のまとめ - 第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含）の実施 - 学校運営協議会等で「いじめ防止に向けた取組と現状」の報告 - 校内「いじめ対策関係者会議」の実施	
3月	- 校内「いじめ対策関係者会議」の実施 1年間の振り返りと次年度の取組計画検討 - 学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 問題行動調査（文科） 春季休業中の指導

※ がん教育 性に関する教育 薬物乱用防止教室 法教育授業
インターネットの使い方 安全安心（いじめ）犯罪被害防止教室 を実施する

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

[組織対応]

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導の下、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

[対応の重点]

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保して、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・いじめを受けた生徒に対しては、1（3）いじめの解消に基づいて、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携して生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例：第20条に基づいて明示）

（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（岐阜南・岐阜羽島警察署）に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、

学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年（卒業後）とする。

（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和３年４月１日改定参照）

（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和６年８月改定参照）

○指導記録について

- ・１事案１ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録など）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

附則

平成 26 年 ３月策定

平成 30 年 ４月改定

平成 31 年 ３月改定

令和元年 ７月改定

令和元年 ８月改定

令和 2 年 ３月改定

令和 3 年 ４月改定

令和 4 年 ４月改定

令和 5 年 ４月改定

令和 6 年 ４月改定

令和 7 年 ４月改定

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市教育委員会学校安全支援課

令和7年4月改定

いじめの疑いのある情報

教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート ここタン など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

複数の教職員へ
報告・相談

情報をつかんだ教職員

校長 教頭

いじめ対策チームの組織

関係教職員を招集

組織的対応（流れ、役割等）

学級担任

いじめ対策監

直ちに報告（報告様式&電話）

学校安全支援課へ報告

情報共有

学年主任

生徒指導主事

養護教諭

傾聴と共感

被害児童生徒

被害児童生徒保護者

安心 信頼

最優先で対応

- ・複数（2名以上）のチームでの聞き取り
- ・事実特定できるまでは、聴取することに徹する

聞き取りⅠ

情報提供者

周辺の生徒（学級、班、部活等）

状況把握 情報集約

被害者が所属する集団のリーダー

被害生徒

聞き取りⅡ

すり合わせをしながら
何度でも確認

加害児童生徒

被害児童生徒

辛さや不安に
寄り添う

事実の特定
事実の把握
全容把握

事実関係の概ね一致

家庭連絡Ⅰ

学校安全支援課へ報告 関係機関等との連携

意識に迫る指導
（「行為」のみで
終えない）

加害児童生徒への指導

被害児童生徒への支援

当事者同士
の納得感

生き方に
関わる指導

校長 教頭

心に寄り添う
声かけ

思いを伝え合う場の設定

家庭連絡Ⅱ

保護者の困り感
に寄り添う言葉

校長 教頭

学校管理下で起きたこと
について謝罪 含
保護者の納得感

加害児童生徒保護者へ

被害児童生徒保護者へ

学校で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

家庭訪問で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

保護者同士の会の設定（学校立会い原則）

学校安全支援課へ「収束」報告 関係機関との連携

支援・指導

見届け

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、いじめ対策監、教頭、生徒指導主事、
学年主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの児童生徒への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り